

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

公立学校共済組合和歌山宿泊所（アバローム紀の国）は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍促進法」の基づき、雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 目標と対策

★ 次世代法

目標1：労働時間削減への取組

令和6年度末まで所定外労働時間を職員全員月平均20時間未満にする。

<対策>

- 所定外労働時間を削減するための労働時間等改善委員会を組織し、労使間の話し合いの機会を整備する。
- 社内広報紙を作成し、職員に周知を図る。
- 労働時間の適切な管理及び把握に関する管理職員への研修を充実する。

目標2：年次有給休暇の取得促進

誕生日、結婚記念日等の記念日に年次有給休暇の取得を積極的に促し、年次有給休暇の取得率を5%アップさせる。

<対策>

- 管理職員への研修を充実する。
- 誕生日、結婚記念日等の記念日において積極的に年次有給休暇を取得できるような体制を構築する。
- 社内広報紙を作成し、職員に周知を図る。

★ 女性活躍推進法

目標1：職員及び専門職員の女性の管理職及び管理職相当職の登用

現行女性の管理職及び管理職相当職（アシスタントリーダー、グループマネージャー）は1%である。これを令和6年度末までに、5%まで引き上げる。

<対策>

- 管理職育成のためのプログラムを作成する。
- 前記プログラムに基づき研修を実施する。